

墨田区消費者ニュース

—5月は消費者月間です—

守ろうよ、みんなを！

消費者ホットライン
0570-064-370

～なくそう！高齢者の消費者被害～

消費者月間とは

消費者の安全・安心な暮らしのために、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する各種の事業が集中的におこなわれます。

消費者被害にあっても3分の1の人がどこにも相談していないという現状があり、特に、高齢者ではその割合が高くなっています。こうした現状を踏まえ、高齢者の消費者被害防止のため、消費者庁では上記テーマを設定いたしました。

墨田区では、高齢者をはじめ、消費者被害を予防するため、出前講座を行っていますので、ぜひ、ご利用ください。

高齢者の皆さん 悪質商法にだまされないで！

☆利殖商法

「値上がり確実」「必ず利益がでる」などと儲かることを強調して、投資をもちかけます。

未公開株

海外先物取引

投資

☆次々販売

一度契約したら、次々と別の商品売りつけます。また、情報が流れて別の業者が勧誘します。

布団

着物

宝飾

リフォーム

☆催眠（SF）商法

無料プレゼントや安い食料品・生活必需品の販売を口実に人を集め、販売員の巧みな話術で、高額な商品売りつけます。

健康食品

電気治療器具

磁気マットレス

羽根布団

「私は大丈夫」と思わないで、まず相談

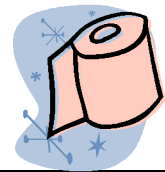
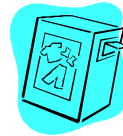


新聞の購読契約をしたけれど・・・

クーリング・オフしたい。もらった景品はどうするの？

相談事例

3日前に新聞の勧誘員が自宅に訪問してきて、3ヶ月だけでも新聞の購読契約をして欲しいと頼まれ契約しました。1年先まで他の新聞を契約しているからと断ったのですが、洗濯用洗剤やトイレットペーパーを沢山サービスするからと言われたので、契約してしまいました。その後、家族に新聞購読の契約をしたと告げたところ、反対されたので解約したいのですが、また、もらった景品はどうしたらよいのでしょうか？



アドバイス

訪問販売による契約なので、**※クーリング・オフ（契約解除）**が適用されます。クーリング・オフは書面にて行いましょう。

景品についての考え方ですが、契約のお礼として受取った物ですので、解約時には引取り依頼や着払い配達などで返還しましょう。既に使用してしまったとしても、現在の状態で返還すればよいとされています。

景品についてですが、新聞公正競争規則では「取引価格の8%または6ヶ月の購読料の8%のいずれか低い金額までを上限」とされています。

契約に伴う景品は、トラブルの原因にもなりかねませんので、消費者も規則以上の景品は受取らないように注意しましょう。

※クーリング・オフとは

契約書を受け取ってから8日以内がクーリング・オフの申出期間です。ただし、契約書面を渡されていないときなどは、8日間を過ぎていても可能です。

詳しくは下記へお問い合わせ下さい。

困った時は
お早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



まず電話でご相談ください

5608-1773

■相談日……月曜日～土曜日

(土曜日は電話相談のみ受付。日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間…午前9時00分～午後4時30分

■所在地…墨田区押上2-12-7-215号室 セトル中之郷内

- 東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線「押上」駅A3出口徒歩3分
- 東武伊勢崎線「業平橋」駅徒歩7分
- 都営バス（墨38）「向島三丁目」バス停前

